

フランスにおける家族政策の効果*

小 島 宏

1. はじめに

わが国においても国際家族年を迎えて家族政策についての関心が高まりつつある。特に、1990年の「1.57ショック」以降、出生促進を目的の一つとする家族政策に関する議論が盛んになったように見受けられる¹⁾。その際、最近出生率が人口の置き換え水準に回復したスウェーデンと並んでしばしば言及されるのが、戦前から出生促進的な家族政策を実施し、西欧諸国の中では比較的高い出生率を維持しているフランスである。しかし、フランスにおける家族政策の効果ないし有効性に焦点を合わせた研究はフランスでもあまりないようである²⁾。そこで、本稿はその潜在的効果に焦点を合わせ、わが国で家

*本研究の一部は(社)恩賜財団母子愛育会の家庭・出生問題総合調査研究推進事業による海外派遣事業と厚生科学研究費による「西欧諸国の出生率と家族・家庭政策の関係に関する比較研究」に対する助成の成果である。

1) 例えば、『平成4年度 国民生活白書』(経済企画庁、1992年)の副題は「少子化社会の到来、その影響と対応」で家族政策に関する言及が随所でなされているだけでなく、特集部分の最終項が「家族政策と国民のコンセンサス」と題されており、わが国でも国民的コンセンサスの下に家族政策を実施する必要性も訴えている。

2) フランスの出生・家族政策の効果ないし有効性を主題にした最近の研究として、例えば以下のものがある。
Olivia Ekert, "Effets et limites des aides financières aux familles : une expérience et un modèle", *Population*, Vol.41, No.2, 1986, pp.327-348.

Didier Blanchet, "Les effets démographiques de différentes mesures de politique familiale : un essai d'évaluation", *Population*, Vol.42, No.1, 1987, pp.99-128.

Didier Blanchet, and Olivia Ekert-Jaffé, "The Demographic Impact of Family Benefits : Evidence from a Micro-Model and from a Macro-Data", Paper presented at the IUSSP Seminar on the Family, the Market and the State in Ageing Societies, Sendai, Japan, September 1988.

Linda Hantrais, "La fécondité en France et au Royaume-Uni : les effets possibles de la politique familiale", *Population*, Vol.47, No.4, 1992, pp.987-1016.

Michel Glaude, "Neutralité ou efficacité de la politique familiale", *Economie et Statistique*, No.256, 1992, pp.25-27.

また、フランスを含む先進諸国の1980年代半ば頃までの研究のレビューについては拙稿、それ以降のものについてはHecht and Leridonの論文を参照されたい。

小島宏,「出生促進政策の有効性」,『人口問題研究』,第45巻2号,1989年,pp.15-34.

Jacqueline Hecht and Henri Leridon, "Fertility Policies : a Limited Influence?", Daniel Noin and Robert Woods (eds.), *The Changing Population of Europe*, Oxford, Blackwell, 1993, pp.62-75.

なお、本稿の一部はこの拙稿と重複する。その他、関連する拙稿としては以下のものがある。

小島宏,「フランス——女性労働と家族形成」,水野朝夫(編)『経済ソフト化時代の女性労働——日米欧の経験』,有斐閣,1983年,162-184.

小島宏,「ヨーロッパ諸国における出生促進政策について」,『人口問題研究』,第178号,1986年,pp.54-61.

小島宏,「フランス——一貫した家族政策をとり続けて」,『愛育』,第57巻12号,1992年,pp.26-29.

小島宏,「『西欧諸国の出生率と家族・家庭政策の関係に関する比較研究』のための外国出張報告」,日本総合愛育研究所(編)『平成4年度 家庭・出生問題総合調査研究推進事業報告書』,日本総合愛育研究所,1993年,pp.91-98.

また、最近わが国でフランスの出生・家族政策の諸侧面を扱った最近の研究としては、例えば以下のものがある。

岡崎陽一,「フランスの人口政策」,『政経研究』,第30巻1号,1993年,pp.109-146.

岡田実,「現代フランスの人口思想」,『経済学論纂』,第27巻1・2号,1986年,pp.1-17.

族政策を実施する可能性を探るための参考資料を提供することを目指している。

フランスにおいても他の国と同様、家族政策の画一的な定義はないようである。例えば、経済社会評議会の1991年の報告書では政府の諮問文書から「フランスの家族政策は基本的に社会福祉施策の実施と家族給付と税制上の優遇措置の複雑な制度の実施に依存する。実際の施策は最貧家族と多子家族に対する施策を中心にしながらすべての家族を支援することを目的とする。」という定義を引用して同評議会の1981年の勧告で提唱された総合的家族政策 (*politique familiale globale*) の定義と比べてやや限定的であるとし、自らは「両親は時間、空間、所得の大きな部分を子供のために捧げているし、国民全体を無関心のままに留めることができないような社会的投資に関するものであるため、公的権力が両親によって扶養されるそれぞれの子供の存在を認知することを目的とするもの」と定義しており³⁾、政府部内でも不一致があることを示している。また、「家族政策」という言葉を単数 (*la politique familiale*) として使うべきか、複数 (*les politiques familiales*) として使うべきかについても意見の相違がある⁴⁾。

Fragonardによれば、国家の予算配分における「家族」部門の区分も慣例に基づくもので、確固としたものではない。その主要な部分は社会保障制度の枠組みの中で実施されている家族給付である。そこには子供を扶養する家族に対する社会扶助が含まれるが、それは困難な状況にあるものを対象としている。また、税制における「家族除数」(世帯所得を家族の人数で除したものに課税して求めた1人当たりの税額に人数を乗じて世帯の税額を計算する制度。ただし、子供は2人目までそれぞれ0.5人分であるが、3人目からそれぞれ1人分となる)を含む。しかし、教育投資とその無料化の度合いが子供をもつ家族にとって大きな影響をもつにもかかわらず、教育制度は家族政策に含まれていない(国家による投資という区分に含まれている)。ただし、家族給付の一つである新学年手当は含まれている。従って、フランスにおける家族政策は主として家族給付制度から成り、家族除数を通じた税制上の給付制度も含む。なお、家族政策に寄与する経済主体は国家だけでなく、保育所や学校給食を通じて寄与する地方自治体、賃金や休暇制度を通じて寄与する企業のほか家族手当金庫、健康保険基金、

岡村美保子、「(フランス) 家族に関する法律」『外国の立法』、第27卷3号、1988年、pp.140-148.

神尾真知子、「フランスの育児休暇法」『季刊 労働法』、第163号、1992年、pp.68-79.

神尾真知子、「フランスにおける単親家族と社会保障」『海外社会保障情報』、第104号、1993年、pp.4-18.

近藤功、「フランスの児童手当四十年(1)～(3)」『児童手当』、第16卷4～6号、1986年.

社会保障研究所(編)、『フランスの社会保障』、東京大学出版会、1989年.

日本労働研究機構(平井和秀)、『フランスの労働事情』、日本労働研究機構、1990年.

藤井良治、「フランスの家族と家族手当政策」『海外社会保障情報』、第86号、1988年、pp.1-13.

船橋恵子、「現代フランスの産育——仕事と育児の両立——」『現代女性空間』、第10号、1993年、pp.107-120.

船橋恵子、「出産・育児に対する支援制度のあり方——フランスの例を検討しながら日本の制度形成を考える——」『社会保障研究』、第29卷第1号、1993年、pp.54-64.

3) Conseil Economique et Social(Hubert Brin), *La politique familiale française*, Paris, Direction des journaux Officiels, 1991, p.31, 70, 144.

4) 例えば、以下の2冊の書物の書名の違いからも伺われる。

Jacques Bichot, *La politique familiale : jeunesse, investissement, avenir*, Paris, Cujas, 1992.

Michel Messu, *Les politiques familiales : du natalisme à la solidarité*, Paris, Ouvrière, 1992.

なお、Messu(p.7)は家族政策が複数の施策として実施されているので複数のものとして論じる必要があると述べている。他方、前掲(注3)の経済社会評議会報告書(p.144)はフランスでは様々な形態の家族政策があり、それらがすべての家族を平等に扱っていないので、それらを評価する際には家族政策を複数のものとして扱うべきだとも述べているが、全般的には単数の総合的家族政策として扱うべきとの立場を取っている。

年金基金を含む社会保障制度体がある。また、家族政策の手段としては①家族給付の支給や税額の減免による家族の可処分所得の増大、②教育、保健、保育に関する施設やサービスの可能な限り無料での提供、③家族によって消費される財・サービス（例えば、交通費）の価格の減免、④両親の労働生活に関する困難の除去、の四者が念まれる⁵⁾。

歴史的にみると、フランスの家族政策の生成と発展の思想的背景には出生促進主義（natalisme）と家族擁護主義（familialisme）の二大潮流があり、それぞれを代表する人々が政策形式に関与してきた⁶⁾。従って、家族政策というよりも出生・家族政策と呼ぶ方が適切であろう⁷⁾。そこで、以下では特に区別する必要がない場合には出生・家族政策と呼ぶことにする。本稿ではまず、フランスにおける出生・家族政策の目的と特質に若干触れる。次に、出生・家族政策が効果をもつための前提条件である正統性と国民における受容について論じる。最後に、出生・家族政策の効果の問題を出生促進、所得再分配、労働供給の観点から論じる。

2. 出生・家族政策の目的と特質

出生・家族政策とは限らず、政策効果の評価は目的の達成との関係で行われる。また、政策は目的に応じて様々な特質をもつ。Fagnaniによれば、他のEC諸国と比べてフランスの家族政策は①「出生促進主義的」とされる目的の追求、②第3子の重点化、③家族給付の第2子以降からの支給、④大部分が拠出金による財源、⑤古くからの家族担当大臣の存在、といった特質をもつ⁸⁾。

このように近隣諸国との比較をしても歴史的な展開をみても、フランスの家族政策には出生促進主義的な意図が強く表れているが、最近の政府の公式見解では出生促進が必ずしも前面に出てこないようである。例えば、経済社会評議会の1991年の報告書では政府の諮問文書に書かれた家族政策の主要な目的として①家族の扶養負担の補償の一般的な、税制上の、社会福祉的な支援によって実現される社会的公正の目的、②所得制限付き給付の発展を正当化する、社会的再分配の目的（1970年以降）、③第3子への支援強化に反映されるような人口学的目的、を挙げており⁹⁾、社会政策的目的が前面に出ていている。

他方、Fragnardによれば、家族政策の機能としては①家族に対する適切な生活水準の保障、②若年層の教育・訓練、③子供の養育と両親の就業の両立、④就業女子と非就業女子の年金格差の是正、の四者がある。そして、これらの機能を通じて達成されるべき目的としては①家族の扶養負担の補償、②選択の自由の保証、③出生の促進がある。このような目的をもった家族政策の中心を占める家族給付制度には①受給の普遍性、②拠出金による資金調達、③居住地単位の基金、④法的枠組み、の四つの原則がある。また、その特質としては第一に、普遍性の原則にもかかわらず、フランスの家族給付の支給額は子供数、夫婦と子供の年齢、所得によって異なり、特定の種類の家族を優遇している。第二に、フランスの家族給付制度は家族形成の初期段階にいる夫婦を大幅に優遇するとともに思春期の子供をもつ夫婦を若干優遇している。第三に、フランスの家族給付制度は低所得層を優遇しているが、

5) Bertrand Fragnard, "Les fondements du système français", *CAF Dossiers*, No.4 / 1986, 1987, pp.4-5.

6) Messu, 前掲（注4）書。

7) 両者の定義と関係については以下の拙稿を参照されたい。

小島宏、「出生政策と家族政策の関係について」、『人口問題研究』、第174号、1985年、pp.63-68。

なお、前掲（注3）の経済社会評議会報告書（p.144）は前述の通り家族政策を定義するとともに、出生促進政策を「まずモデルを決定した上でそのモデルの枠内で家族の扶養負担を考慮に入れることを目的とするもの」と定義している。

8) Jeanne Fagnani, "Comparaison des politiques familiales en Europe", *Recherches et Prévisions*, No.32, 1993, p.24.

9) Conseil Economique et Social, 前掲（注3）書、p.33.

税制上の給付制度は高所得層を優遇している¹⁰⁾.

家族給付の中でも家族手当は古い歴史をもつが、人口の大部分を給付対象とするようになったのは1932年のことである。1939年の「家族法典」によって全人口を対象とするようになり、1945年の「社会保障法典」によって社会保障制度に統合された。第二次大戦後も、特に1980年前後と1985年前後に新規の手当が創設されたり、様々な改訂が行われて現在に至っている。また、多子家族に対する税制上の優遇措置も1920年、1939年に導入され、1945年には現在まで存続している「家族除数」の制度が創設された。1980年代に入ると「家族除数」も改訂されて多子家族に対する優遇措置が強化される一方で所得制限が設けられた。家族給付制度の歴史には1920年、40年、45年、80年、85年の頃に施策強化の波が見られるが、これらの波は出生促進的意図に基づくものであったと思われる。戦前については波が戦争前後に重なるが、これは青壮年人口の数がより直接的に兵隊の数と結びついたためだけでなく、政治的混乱の中で出生・家族政策が政治家の人気取りのために利用されたからもある¹¹⁾。戦後については政権交代の時期にそのような波があるのも政治家が人気取りに利用したためであろう。従って、出生・家族政策の最も直接的な目的の一つは政治家の人気上昇かもしれないが、その効果として得票率ない支持率の上昇があったかどうかは今後検討すべき課題であろう。

3. 出生・家族政策が効果的であるための前提条件

出生促進政策が成功するための要件として、Chesnaisは①施策の作用する余地があること、②施策の目的が良く絞られていること、③施策が近代的で、規模、革新性、一貫性、任意性といった特性について評価されること、の三者を挙げている¹²⁾。Leridonはむしろ政策客体の視点から出生促進政策が有効性をもつために尊重すべき原則として①明示され、国民が必要性を理解できないという偏見がないこと、②倫理性と有効性を保つため、国民の願望に直接抵触しないこと、③個人の選択の多様性を尊重し、その多様性の中で全体的目標を達成しうるし、達成せねばならないことを認識すること、の三者を挙げている¹³⁾。人口高等委員会の1980年の総括報告書はChesnaisと同様な点を指摘した後、出生行動に影響を与える諸要因が厳密に分析され、それぞれに政府が影響を与えられることが成功の前提条件であると述べている¹⁴⁾。

これらの大部分は、個別にみると家族政策が成功するための条件としての妥当なものである。しかし、これらの条件を同時に満足させることはできないし、様々な要素を考慮に入れた家族政策が実施されていることがそれを理解しにくくし、その効果を弱めている可能性が強い。Villacによれば、家族政策については①非介入、②選択の自由、③誘導性、④保険、の四つの概念ないし論理があり得るし、そのような国家と個人の関係に関する概念とともに表明される、所得再分配における経済的論理として⑤社会福祉、⑥平等、⑦家族擁護主義、の三つの論理がある。フランスの家族政策においてこれらの異なる論理（①はフランスに無関係）がたとえ矛盾しないとしても共存することがその一貫性を損ない、その目的を理解しにくいものにしている¹⁵⁾。

10) Fragonard, 前掲（注5）論文, pp.5-9.

11) 小島 宏、「家族に関する人口政策と永久平和」、南亮三郎・石南國（編）『世界平和と人口政策』、千倉書房、1985年、p.75.

12) Jean-Claude Chesnais, "Les conditions d'efficacité d'une politique nataliste : examen théorique et exemples historiques", IUSSP (éd.) , *International Population Conference, Florence, 1985, Volume III*, Liege, IUSSP, 1985, pp.416.

13) Henri Leridon, "Les politiques démographiques, sont-elles efficaces?", *Projet*, No.87, 1974, pp.778.

14) Haut Comité de la Population, *Rapport de synthèses des travaux du Haut Comité de la Population*, Paris, La Documentation Française, 1980, p.32.

15) Michel Villac, "Politique familiale et redistribution en direction des familles", *Recherches et Prévisions*, No.28, 1992, pp.9-10.

他方、1984年にEvelyne Sullerotが経済社会評議会の報告書を基に書いた書物が大きな反響を呼んで以来¹⁶⁾、家族政策の家族構成に対する中立性が問題とされるようになった。すなわち、家族政策が非標準的と考えられる構成の家族を優遇しているため同棲、離婚等を助長しているのではないかと憂慮されるようになった¹⁷⁾。実際、前述のFragonardの言葉の通り、フランスの家族政策は普遍性の原則にも関わらず、特定の属性をもった家族を優遇している。しかし、Glaudeは家族に対する税制上の優遇措置についてであるが、限られた予算の下では政策の対象を絞った方が効果的であるという考え方を示し、単純性と透明性が必要であると述べている¹⁸⁾。従って、特定の対象に的を絞ることが正統化される限りにおいて、出生・家族政策が国民に理解されて受け入れられれば、ある程度の効果をもつことが期待される。

出生促進政策というよりも家族政策の正統性と有効性の観点から生活状態研究観測センター(CREDOC)は家族と家族政策に関するサンプル調査を1963年から実施してきた。これは1961年に全国家族手当金庫(CNAF)をはじめとする家族関係団体の要請を受けたためであるが、この目的は児童の扶養負担を評価し、社会的な正統性をもつ証明の手段(公的機関による科学的なサンプル調査)によって家族給付の継続と増額の必要性を示すことばかりでなく、家族給付が受給者によって適切に利用されていることを示すことでもあった。実際、家族給付による所得再分配については以前から論争があり、家族給付が本来の目的通りに利用されているかどうかが論点となっていた。すでに1950年代初頭には、単一所得手当の支持者たちが国立人口研究所(INED)のサンプル調査によって不正受給が非常に少ないと証明することを余儀なくされていた¹⁹⁾。1971年の「家族と若年層のニーズと願望」の調査は社会福祉施設の利用可能性や母親の時間配分といったテーマを扱い、1978年以降の「フランス人の生活状態と願望」の年次調査はそれらに関する主観的なデータの時系列を提供している²⁰⁾。これらの調査もやはり、政府介入を正統化ないし正当化するような結果を出している。

1991年と1992年の調査結果を紹介したStrobel et Villacによれば、対象者の96%が扶養する子供がある家族を支援することが重要だと考えており、社会保障の各部門の給付のうちで家族給付を増額すべきであるという回答が最も多かった(25.7%)。他方、回答者が現行の家族給付制度の目的と考えているものの順位は前述の政府の明示的な意図とは若干異なり、①出生率維持(22.9%)、②貧困対策(22.7%)、③所得と無関係な、子供をもつ家族の支援(15.4%)、④所得格差是正(14.7%)、⑤乳幼児をもつ家族の支援(11.8%)、⑥問題を抱える家族の支援(6.5%)、⑦家族の住宅状況改善(4.9%)、⑧わからない(1.1%)の順であった。しかし、今後に第一の目的とすべきものの順位は政府の明示的な意図に近く、同じ1991年の調査では②(33.3%)、④(24.0%)、③(9.9%)、①(9.0%)、⑤(8.7%)、⑥(8.2%)、⑦(6.6%)、⑧(0.3%)の順であった²¹⁾。従って、全体としての家族政策ないし家族給付制度について国民はかなりの程度理解を示し、受け入れていることがわかる。

他方、フランスの人口政策は調査研究・情報普及活動を中心であると言われ²²⁾、人口家族高等審議

16) Evelyne Sullerot, *Pour le meilleur et sans le pire*, Paris, Fayard, 1984.

17) そのような関心に触発された家族政策に対する批判としては例えば、以下の書物がある。

René Théry, *Pour une politique de la famille*, Paris, Cerf, 1988.

18) Glaude, 前掲(注2)論文, p.26.

19) Rémi Lenoir, "Transformations du familialisme et reconversions morales", *Actes de la Recherches en Sciences Sociales*, No.59, 1985, pp.35-36.

20) Benoît Riandey, "Répertoire des enquêtes démographiques : bilan pour la France métropolitaine", *Revue française de Sociologie*, Vol.30, No.2, 1989, pp.285.

21) Pierre Strobel et Michel Villac, "Les Français face aux politiques familiales", *Recherches et Prévisions*, No.33, 1993, pp.17-22.

22) Direction de la Population et des Migrations, "Rapport d'activité 1990", Paris, DPM, 1990, p.7.

Direction de la Population et des Migrations, "Rèperes sur la population", Paris, DPM, p.20.

会の前身も 1965 年と 1980 年に人口情報に関する報告書を出してきた²³⁾。また、INED も 1947 年から 1987 年まで 16 回（1947, 49, 55, 56, 59, 62, 65, 66, 67, 68, 74, 75, 76, 78, 82, 87 年の各年）にわたって継続的に人口に関する意識調査を実施してきた²⁴⁾。それらの調査では、出生行動・意識とともに人口政策に対する意識も尋ねられている。それらの結果によれば、理想子供数が完結子供数を上回る者が多く、出生・家族政策に賛成する者が多いことから、ある程度は政府介入が正統化されている。

INED の意識調査のうちで結果が公表されているものとしては最新のものである 1987 年の「人口、結婚、生殖に関する意識調査」を分析した Charbit によれば、対象者の 47.1% が人口増加を望み、43.8% が人口維持を望み、わずか 5.8% しか人口減少を望んでいない（3.3% が無回答）。また、対象者の 53.0% が子供をもちたい夫婦を支援するため、政府が施策を講じるべきだと考え、42.9% がその問題は夫婦のみに関わるものであると考える。予想されるように、出生増加を望む者の中には政府介入に賛成する者が多い。人口増加を望む者では 63.7% が政府の介入に賛成し、人口維持を望む者では 44.7% が政府の介入に賛成し、人口減少を望む者でさえ 35.6% が（出生抑制的な）政府の介入に賛成している。また、上級職者で人口増加を望む者の割合と政府介入に賛成する者の割合が高いのが目に付く²⁵⁾。

全体として、家族への経済的支援（家族給付、税制上の優遇措置等）は対象者のうちの 37.3% によって適正だと考えられており、44.3% によって不十分だと考えられている。また、第 3 子を生んだ母親が育児のために家庭に留まつた場合に 3 年間支給される 2,400 フランの（養育親）手当は 82.2% の対象者によって良い施策であると考えられている。また、その改善方法として 39.2% の者が「低所得家庭への給付の増額」、24.5% の者が「第 2 子からの支給」、19.2% の者が「支給年数延長」、15.0% の者が「現行給付の増額」、2.1% の者が「変更せず・無回答」を選択した²⁶⁾。従って、最近のフランスでは政府の家族への介入、特に経済的支援が支持され、正統化されていることがわかる。

しかし、政府介入に賛成する者は常に多数派を占めていたわけではなく、1975 年と 1976 年の INED の意識調査の結果を見ると、少数派から多数派への変化が認められる。すなわち、1975 年には出生力低下を停止させるために政府が対策を講じるべきだとする者が 39% で、講じるべきでないとする者が 47% であったが、1976 年にはそれぞれ 46% と 37% となった。無回答の者が 14% から 17% へと増加したことやサンプル誤差があることを考慮してもやはり変化があったと考えるべきであろう。しかし、1976 年の調査では政府が出生促進のための宣伝（プロパガンダ）をするべきでないと考える者が 50% で、すべきだと考える者の割合（36%）を上回っていた²⁷⁾。従って、このような逆転の背後には政府の積極的な情報普及活動があり、一部の者はそれに対する反感をもったのかもしれない。

この 1976 年調査の分析結果に基づいて無回答の割合を職業別に分析した Lenoir によれば、家族政策に関する質問のうちで一般的で実体験から遠いもの（例えば、出生力低下を停止させるための政府介入の必要性）については一般大衆の回答率の方が上級職者・自由業者よりも低いが、具体的で日常生活に影響があるもの（例えば、女子の就業に関するもの）については一般大衆の回答率が同等かそ

23) Haut Comité consultatif de la Population et de la Famille, *L'information de l'opinion sur les problèmes démographiques*, Paris, La Documentation Française, 1965.

Haut Comité de la Population, *L'information démographique*, Paris, La Documentation Française, 1980.

24) Riandey, 前掲（注 20）論文, p.293.

25) Yves Charbit, "L'opinion sur la politique démographique, la nuptialité et les nouvelles techniques de procréation en mai 1987", *Population*, Vol.44, No.6, 1989, pp.1160-1161.

26) Charbit, 前掲（注 25）論文, pp.1161-1162.

27) Henri Bastide et Alain Girard, "Attitudes des français sur la conjoncture démographique, la natalité et la politique familiale à la fin de 1976", *Population*, Vol.32, No.3, 1977, p.538.

れ以上に高くなっている。従って、家族生活の政治化の度合いについて階層間の差異があることになる。また、最近の各種調査の結果でも上級職者・自由業者がほぼ一貫して政府介入に対してもっとも好意的である²⁸⁾。同様に、1970年代のINEDの意識調査結果を分析したHussも①エリートと一般大衆の間に差があるが、縮小しつつあること、②言動と行動の間に差があるが、出生目標達成の阻害（理想児数と完結児数の差）要因を克服するために必要なすべての条件が政策によって満たされるとすれば、その差も縮小する可能性がある。すなわち、フランスの世論は出生促進政策に好意的なエリートと、伝統的に反出生促進主義的だが変化しつつある人々を含む一般大衆によって形成されている²⁹⁾。政治家たちはこのような世論を考慮しながら政策決定を行っている。

さらに、Lenoirも各種調査結果の分析結果から上級職者と自由業者が妻の就業の有無に関わらず、出生促進主義的であることを示し、その理由を考察している。すなわち、彼らの間では出生減退が悪いことであると考える者の割合が高いし、職業活動と母親としての活動の両立を可能にするためにハーフタイムの仕事を増やすことが好ましいと考える者の割合も高い。しかし、同時に彼らこそ出生力低下が最初に生じ、特に妻が高等教育を受けた場合に出生力低下の度合いがもっとも大きく、妻がパートタイムの仕事に就く度合がもっとも小さい階層である。このようなエリート層における家族領域での二面性は彼らの立場に関する両義性から生じるが、これは彼らがブルジョアであると同時に支配層であるという「社会的二重人格」によるものである。彼らはその地位ゆえ、特に代表となる場合に責任を与えられ、全般的利益（国家の至上の利益）に基づく言動と行動をとる傾向があるが、これは彼らの階層全体の利益とは必ずしも一致しない。エリート層にとっての公私の区別が重要で、他人にとって良いことが自分にとって良いことである限りは両者の区別を行うことが非常に困難であるが、出生促進主義については自らが出生抑制主義的行動をとっているため立場上の発言ができる³⁰⁾。

国際的にみると、フランスは他の西欧諸国と比べて世論が出生促進主義に傾いている³¹⁾。また、この傾向は高い社会経済的地位をもつ者で強くみられるが、これは1980年代にオランダやイタリアで行われた調査の結果と逆の傾向である³²⁾。出生促進政策についてオランダとイタリアの調査結果を分析したPalomba *et al.*は低学歴の者で政府の介入に賛成する傾向が強いことを見い出している³³⁾。他の西欧諸国と比較してフランスで人口問題に対する関心が高いのはフランスの政治的地位が低下した1870～1940年代に人口が停滞していたこと、特にライバルの隣国ドイツでこの間に人口が4,000万人から7,000万人に増加したことがあると言われる³⁴⁾。そして、フランス国民が出生促進主義的で政府介入に受容的である背景には普仏戦争以来、一貫した、中央集権的な政府による情報普及活動があると思われる。戦争が終わる度に敗戦や苦戦の一因として低出生率、人口高齢化、人口活力の無さが挙げられ、出生促進主義的キャンペーンが繰り広げられてきたし、最近では移民の増大との関係で出生促進を唱える政治家もいる。また、戦前からマスメディアやそこに登場するインテリの論調が出生促

28) Rémi Lenoir, "L'état et la construction de la famille", *Actes de la Recherches en Sciences Sociales*, Vol.91 / 92, 1992, p.21.

29) Marie-Monique Huss, *Demography, public opinion and politics in France 1974-80*, London, Department of Geography, Queen Mary College, University of London, 1980, pp.47-48.

30) Lenoir, 前掲（注29）論文, pp.43-44.

31) Huss, 前掲（注29）書, p.25.

32) 小島宏, "Attitudes toward Fertility Trends and Policy in Japan", 『人口学研究』, 第15号, 1992年, p.21.

33) R. A. Palomba *et al.*, "Attitudes toward Demographic Trends and Population Policy: A Comparative Multivariate Analysis of Survey Results from Italy and the Netherlands", *European Journal of Population*, Vol.4, No.4, 1989, p.311.

34) Richard Tomlison, "The French Population Debate", *Public Interest*, No.76, 1984, p.112.

進主義的である場合が多いことや、政治家やインテリに率いられた出生促進主義的団体が活発な活動を繰り広げてきたことも無視できない。

1945年に創設されたINEDは調査研究活動とともに情報普及活動を主要目的としており、1968年には人口家族高等諮問委員会の要請に従って人口教育資料の作成を主要目的の一つとする人口問題情報センター(CIPP)が付設された。このように国立研究機関が非中立的な立場をとることについては批判があるが³⁵⁾、このような状況が続いているところをみると、それが少なくとも政府関係者やオピニオン・リーダーの多くには支持されているものと思われる。また、一般大衆の多くも支持ないし黙認しているものと思われる。CREDOCやCNAFによる調査研究活動や情報普及活動に加えて、INED等の人口関係機関の努力が複雑な家族給付制度の理解に役立ち、出生・家族政策を受け入れやすくし、その効果を高めている可能性がある。

4. 出生・家族政策の潜在的効果

フランスでは家族政策がある程度、出生促進主義的意図に基づいていたため、かなり以前からその出生促進効果を明らかにするための試みが行われてきたが、つい最近までのものは必ずしも科学的でない手法によるものであったし、手法が改善された最近の研究さえ出生促進効果を完全に明らかにしているとは言い難い。これは出生促進政策の効果ないし有効性を定義し、測定することが困難なためである。Chesnaisによれば、有効性は実施された手段とその手段を特徴付けるような、達成された成果との関係である。それは、人口学的指標の変化をそれに対応する施策の合成功能の変化と比較することによって測定する。しかし、施策の指標は不正確かつ不適当なことが多く、存在しない場合もある³⁶⁾。他方、経済社会評議会の1991年の報告書は家族政策の有効性を明確に定義していないが、目的との関係で測定する必要があり、その指標の選択は家族政策の動機付けとの関係で中立的でないと述べている³⁷⁾。従って、出生・家族政策の効果ないし有効性の測定は、別個の施策体系の枠内で個別に行われる必要があろう。

他方、家族政策としての所得再分配政策の効果ないし有効性の指標として扶養子供数に応じた家族給付の家計（収入と支出）に対する効果も推計されてきた。しかし、この種の研究は因果関係がより直接的なため、方法論上の問題は比較的小ないが、家計の状態の変化を通じた出生・家族政策の出生行動に対する影響を明らかにすることはできなかった。また、両親、特に母親の労働供給に対する出生・家族政策の効果についても測定が困難である。第一に、全般的に女子の就業率が上昇している状況においてはどの程度までが政策の変化による労働供給の増大でどの程度までが労働供給の増大による政策の変化かを見定めるのが難しい。第二に、実施時の経済情勢が決定的であるため、政策効果を測定するためにはその影響が特定されねばならない³⁸⁾。しかし、社会行動に影響を与える要因は多数あるし、それらを統制することは困難であるので、いずれの政策についてもその効果を測定することは容易でない。

(1) 出生力に対する効果

1950年代のFebvayによる研究では社会経済的階層間の出生力格差の変化と各階層が家族給付制

35) 例えば、以下のものがある。

Bertrand Lemennicier, *Le marché du mariage et de la famille*, Paris, PUF, 1988, p.194.

Hervé Le Bras, *Marianne et les lapins. L'obsession démographique*, Paris, Olivier Orban, 1991.

36) Chesnais, 前掲（注12）論文, p.413.

37) Conseil Economique et Social, 前掲（注3）書, p.144.

38) D. Blanchet et al., "Feminine Activity and Fertility in France", EC (ed.) , *Study on the Relationship between Female Activity and Fertility*, Volume 2, Brussels, EC, 1991, p.30.

度の対象となった時期を結び付けて家族給付の出生促進効果の存在を示そうとしたが³⁹⁾、他の条件が統制されていないため必ずしも証明されたとは言い難い。1970年代には Lery が同様の研究を行い、Calot and Hecht が他の西欧諸国との合計特殊出生率 (TFR) の比較に基づいてフランスにおける家族給付の出生促進効果を TFR の 10%ないし 0.2 の上昇と当て推量している⁴⁰⁾。また、de Lavergnée の研究のように税制の時系列的変化や課税対象期間の推移が出生の数やタイミングに影響を与えていない可能性が強いことを示そうとしたものもあったが⁴¹⁾、やはり他の条件が統制されていないため必ずしも証明されたとは言い難い。1980年代に入ると、より科学的な手法による実証分析が行われるようになり、この当て推量を裏付けるような形で Ekert が EC8カ国のマクロデータに基づく重回帰分析によってフランス並の家族給付が TFR を 0.2 (10%) 上げること、子供の総費用をまかなうような給付が TFR を 0.5 上げること、月額 100 ドルの給付が TFR を 0.1 上げることを示した⁴²⁾。また、Blanchet が仮定的な家族給付増額と仮定的な追加出生児数の関係から 3 子家族のみへの月額 1,000 フランの給付が 3 子家庭を 16% 増やすことを示した⁴³⁾。さらに、Blanchet and Ekert-Jaffé の研究も、Ekert と同様手法で同様の結果を得ている⁴⁴⁾。

これに対して Blanchet et al. のマイクロ・シミュレーションに基づく推計によれば、フランスの家族給付を他の西欧諸国並に低水準で出生順位による差がないものにすると、TFR が 0.4 下がることになる。従って、フランスの出生・家族政策の潜在的出生促進効果が以前の推計結果より大きなものとなるが、これは母親の就業に対する効果を通じた効果によるものであろう⁴⁵⁾。Ekert と同様の手法による Gauthier の研究は OECD 諸国における家族給付平均額の 25% 増額が TFR を 0.02 上昇させること、出産休暇中の平均補償額の 25% の増額が同じ効果をもつこと、公立保育所の供給増加が TFR を若干低下させることを示している。さらに、22 カ国を三つのグループに分け、フランスを含む家族給付と保育施設に関する施策が手厚い 4 カ国（他にオーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ）ではそれらの施策の強化があまり大きな効果をもたないが、出産休暇中の平均補償額の改善が比較的大きな効果をもつことを見い出した⁴⁶⁾。

他方、Ekert-Jaffé et Maugüé はマイクロ・データ (INED の家庭生活・職業生活に関する調査) を用いて、有配偶女子における家族給付の出生促進効果を分析している。その重回帰分析の結果によれば、子供 1 人当たり 1,000 フラン (1988 年価格) の家族給付増額 (家族給付総額の 6 分の 1) は 1 年後に出生児数を 0.073 人増加させることになる。従って、小さいが確実な出生促進効果があることに

39) Maurice Febvay, "Niveau et évolution de la fécondité par catégorie socio-professionnelle en France", *Population*, Vol.14, No.4, 1959, pp.729-739.

40) Alain Lery, "L'évolution de la fécondité avant et après la dernière guerre", *Economie et Statistique*, No.37, 1972, pp.21-33.

Gérard Calot and Jacqueline Hecht, "The Control of Fertility Trends", Council of Europe (ed.) , *Population Decline in Europe*, London, Edward Arnold, 1978, pp.178-196.

41) Nicolas Brejon de Lavergnée, "Pour une réforme du quotient familial", *Revue de Science Financière*, Vol.68, No.2, 1976, pp.304-308.

42) Ekert, 前掲 (注 2) 論文, p.344.

43) Blanchet, 前掲 (注 2) 論文, "Les effets démographiques…", pp.114-117.

なお、Blanchet の次の論文では母親の就業状態別の効果が分析されている。

Didier Blanchet, "Contraintes économiques, politique familiale et arbitrage activité féminine-fécondité", INED (éd.), *Démographie, famille et société en France et en Union Soviétique*, Paris, INED / PUF, 1992, pp.65-77.

44) Blanchet and Ekert-Jaffé, 前掲 (注 2) 論文, p.12.

45) Blanchet et al., 前掲 (注 38) 論文, p.47.

46) Anne Gauthier, "Family Policies in Comparative Perspective", *Centre for European Studies, Nuffield College, Oxford, Discussion Paper*, No.5, 1991, p.20.

なる。この結果は第3子が第2子の2倍、第1子の20倍の給付を支給されることを考慮に入れている。また、これはBlanchet and Ekert-Jafféによるマクロ・データの分析結果（1988年価格の1,000 フランの家族給付増額による合計特殊出生率の0.077の増加）とほぼ同じ効果を示している。また、出生順位別の分析結果はこの家族給付増額の潜在的効果が主として第3子における効果によるものであることを示している。第1子に関する分析結果はその出生が経済的変数によって左右されないことを示し、第2子に関する分析結果は家族給付増額が統計的に有意な効果をもたないが、有配偶女子の就業所得が有意な効果をもつことを示している。所得の効果は第3子以降で非常に有意なものとなり、就業の中止による所得喪失の可能性が出生に関する意思決定に大きな影響を及ぼしていることが伺われる。また、第3子に対する1,000 フランの家族給付増額は1年後に第3子の出生を0.013人（32%）増加させることになる。第4子以降の出生は稀になっているため、第4子に対する家族給付増額はあまり効果がないようである。従って、家族給付の出生促進効果はないとは言えないが、限界的な部分で社会環境と出生力の根本的傾向に適合した場合にのみ効果があるようである。フランスにおける家族給付の小さいが無視できない効果は出生力低下で大きな影響を受けた第3子に対するものである。この分析結果の統計的妥当性を信じるとすれば、家族給付がなければ第3子を生まなかつであらう有配偶女子の13%が第3子を生んだことになる⁴⁷⁾。

以上でみた通り、出生・家族政策、特に家族給付は必ずしも大きな出生促進効果をもたないが、この理由としては様々なことが言われている。Tapinosは①逆効果、②代替効果、③夫婦の希望への逆行、の三者を挙げている。逆効果としては夫婦に出生力決定における経済的要素の重要性を認識させることと所得分配を悪化させることがあり、出生抑制効果をもつ可能性がある。また、代替効果とは、家族給付が一時所得ではなく定期所得として認識されるようになると、それが予定された養育費の一部として家計に組み込まれて出生促進効果をもたなくなることを言う。夫婦の希望に逆行する場合、政府が利用できる手段では出生促進をすることができない⁴⁸⁾。また、人口高等委員会による1980年の総括報告書はその時点のフランスの出生促進政策があまり有効でない理由として①制度が非常に複雑になったこと、②経済的誘因の実質価値が次第に低下したこと、③人口目標が社会保障目標のためにぼやけてきたこと、④一部の経済的誘因が他の政策目標と両立しなくなってきたこと、⑤家族に対する施策全体が縮小したこと、の五者を挙げている⁴⁹⁾。しかし、出生・家族政策が必ずしも大きな出生促進効果をもたないとしてもすでに実施しているフランスのような国ではやめることができない。Leridonによれば、その理由は①有効性が証明されなくても皆無とは言えないこと、②政策の後退が国民の反発を招き、出生力低下をもたらす可能性があること、③家族政策として実施されている場合には他の目的もあること、の三者である⁵⁰⁾。

(2) 所得再分配に対する効果

家族給付制度による家族間の所得再分配に対する影響は給付を通じたものだけに留まらない。各家族（就業者）は家族手当金庫に対する拠出を行っているからである。そこで、1983年の一地方（Saône-et-Loire）におけるクロスセクションのデータからであるが、世帯の収支に関する推計がSimmonet et Billerによってなされた。全受給世帯の平均月額についてみると、1,460 フランを受給

47) Olivia Ekert-Jaffé et Christine Maugué, "La politique familiale", Georges Tapinos (éd.), *La France dans deux générations. Population et société dans le premier tiers du XXI^e siècle*, Paris, Fayard, 1992, pp. 249-253.

48) Georges Tapinos, *Eléments de démographie. Analyses, déterminants socio-économiques et histoire des populations*, Paris, Armand Colin, 1986, pp.324-325.

49) Haut Comité de la Population, 前掲（注14），pp.49-51.

50) Leridon, 前掲（注13），p.778.

し、585 フランを拠出したが、各家族の状況、特に子供数によって収支の状況は大きく異なった。子供数に伴って給付額が急増するため、無子家族は拠出金の 63% の給付金（産前手当と住宅手当）しか受け取れず、収支がマイナスになったのに対して、1 子家族は 142%，2 子家族は 159%，3 子家族は 458%，4 子家族は 971% と収支がプラスになり、子供数が 3 人以上になると黒字が急増した。また、子供の年齢によっても給付額が異なるが、拠出金は子供の数と年齢によってほとんど変わらないので、子供の数と年齢に伴う収支の変化は主として給付額の変動による。

しかし、所得についてはその変化に伴って給付額が変動するだけでなく、拠出金も変化する。税引き後の所得月額が 0 フランでは給付額が 3,000 フラン強で拠出金が 0 フランであるが、所得の上昇に伴って給付額が急減すると同時に拠出金が急増し、所得月額が 12,500 フランあたりで両者が同じになった。所得月額が 1,700 フラン未満の家族ではほぼ 100% が拠出金を上回る給付金を受け取っていたが、所得月額が 8,500 フラン以上では 40% 程度になった。これは拠出金が所得月額の上限まで所得とともに増加し、多子家族では母親の就業率が低いために所得が低くなり、一部の手当が子供の数と年齢によって所得とともに変化し（受給できなくなり）、片親手当が低所得層に集中的に給付されるためである。片親家族では拠出月額が 292 フランであるのに対して受給月額が 1,667 フランと後者の前者に対する比が 559% にも上った。また、両親揃った家族では片稼ぎの場合は拠出月額が 483 フランで受給月額が 1,742 フランで比が 358% となっていたが、共稼ぎの場合は拠出月額が 958 フランで受給月額が 883 フランで比が 93% となっていた。従って、共稼ぎの場合は狭義の家族給付の収支についてだけみると赤字になる⁵¹⁾。しかし、1 時点でみても片稼ぎ家族と共稼ぎ家族の間には世帯所得に大きな差があるし、同一の家族でもライフサイクルの段階に応じて共稼ぎになったり、片稼ぎになったりするのでそれらを考慮した推計も必要であろう。

このような推計は直接的には家計に対する効果、間接的には出生促進的な効果を探ることを目的として 1980 年代初頭から Calot を始めとする研究者によってなされてきた⁵²⁾。Lattès による第 3 子出生時の母親の退職による賃金喪失の補償に関する推計結果によれば、第 3 子出生後の 20 年間の年平均の収支についてみると、所得階層にかかわらず、母親が第 3 子出生に伴って退職した場合、賃金の 43~48% が（税制上の優遇措置を含み、その割合は高所得層ほど高い）家族給付によって補償されるが、世帯所得は 4~5 分の 1 低下することが示されている。従って、このような機会費用のほかにかかる第 3 子の直接費用を考慮に入れると、第 3 子を出産するために退職すると生活水準が大幅に低下し、家族給付による補償が十分でないことがわかる⁵³⁾。

結局、現行の家族給付制度は必ずしも有配偶女子の就業を前提として作られてこなかったため、両親の就業と出産・育児を両立させようとする家族にとっても両立をあきらめた家族にとっても不満足なものとなっている。従って、就業する母親が多数派となった現在、それは出生促進的な効果を十分にもちえない。それどころか、Raymond によれば、1985 年に創設された乳幼児手当（AJE）と養育親手当（APE）が 1986 年の法律改正によって受給条件が変わったため、かえって出生抑制効果をもつようになったとのことである。すなわち、所得制限がある AJE の生後 4 ヶ月目以降の分が 3 歳未満の子供の数に関係なく 1 家族について 1 人分しか給付されなくなり、APE も併給できなくなったため、

51) G. Simmonet et F. Biller, "Prestations / Cotisations : une mesure de la redistribution", *CAF Dossiers*, No.4 / 1986, 1987, pp.35-39.

52) Gérard Calot, "Niveau de vie et nombre d'enfants : un bilan de la législation familiale et fiscale française de 1978", *Population*, Vol.35, No.1, 1980, pp.9-55. なお、この内容については前掲（注 2）拙稿、「フランス——女性労働と家族形成」で紹介している。

53) Gérard Lattès, "Aide à la famille et coût des enfants", *Economie et Statistique*, No.203, 1987, pp.61-67.

就業中断の回数と期間を減らすために3年以内に2人の子供を生もうとする有配偶女子にとって不利な制度となった。同時に、若い夫婦に対する貸付金制度が結婚後4年以内の出生数に応じて減額されるという制度が廃止されたことも出生抑制効果をもったと言われる⁵⁴⁾。法律改正の目的は家族間の公平と出生の促進であったが、逆効果をもたらした可能性すらあるわけで、家族政策の評価の難しさを物語っている。

(3) 労働供給に対する効果

出生・家族政策が両親、特に母親の労働供給に及ぼす影響についてフランスで研究が行われるようになつたのは比較的最近のことであるためか、それらの研究は必ずしも実証的なデータに基づいているわけではない。例えば、Hantraisは育児休業制度がなくなったイギリスと比べてフランスでは有配偶女子が育児のために安定的な雇用の継続を犠牲にする必要がないと制度上の可能性について述べたり、パートタイム雇用を促進する政策を採らないイギリスと比べてそれを採るフランスでは出産・育児期の就業継続が可能になっていると述べたりしているが、実際の育児休業の取得状況や出産・育児期のパートタイム就業について数値が示されている訳ではない⁵⁵⁾。しかし、実証的な研究も増えつつある。

Blanchet *et al.*によれば、Bourguignon et Magnacが家族給付と税制上の給付の有配偶女子の就業率に対する有意な負の効果（就業率を低下させる傾向）を見い出したが、扶養する子供が税制で完全に無視されると就業率が低下する傾向も見い出した。また、育児休業制度や保育制度の労働供給に対する影響に関する同様の実証研究はないようである。さらに、彼ら自身のマイクロ・シミュレーションに基づく推計結果によれば、フランスの第3子に的を絞った高水準の家族給付は母親の就業率を上昇させている。これは第3子に対する高額の給付を休業補償として使う母親よりも保育費用として使う母親の方が多いためだと解釈されている⁵⁶⁾。このことは間接的にフランスの保育政策の就業促進効果（そして出生促進効果）も示している。

他方、フランスの育児休業は1984年1月4日の法律により制定され、100人以上の規模の企業に1年以上勤務した両親のいずれかが育児のために子供が3歳になるまで完全または部分的に休業することができる権利が与えられたが、1991年1月3日の法律でハーフタイム以外の週当たり16時間からフルタイムの80%までの範囲で休業中の労働時間を選択する権利とともに復職時に職業訓練を受ける権利が与えられ、1993年1月27日の法律で企業による復職時ないし復職前の職業訓練が規定された⁵⁷⁾。また、1985年1月4日の法律により制定され、1986年12月29日の法律で対象者について修正が加えられたAPEは過去10年間に2年以上の就業経験がある両親のいずれかが第3子の養育のために就業しない場合に3歳になるまで支給される。これは事実上第3子を生んだ雇用労働者世帯に対する育児休業手当となっているが、1993年1月1日現在の給付額は2,871 フランである。これらを含む家族政策上の施策が世帯の労働供給に対して及ぼした影響を評価することは容易でないが、いくつかの試みがなされている。

1992年にCNAF等が全国の事業所、官公署等で実施した「育児休業」に関するサンプル調査の結果を分析したRenaudatによれば、育児休業制度の利用者は推定対象者の10%程度で利用率は比較的低く、利用者のうちで女子が占める割合は民間部門で98.5%、公共部門で99%と、父親の労働供給にほとんど影響を及ぼしておらず、母親の労働供給に与える影響も比較的小さい。出生順位別にみると

54) Michel Raymond, "La loi du 29 septembre 1986 relative à la famille : complexe, injuste et anti-nataliste", *Droit Social*, No.4, 1987, pp.335-344.

55) Hantrais, 前掲(注2)論文, pp.1004-1006, 1010-1011.

56) Blanchet *et al.*, 前掲(注38)論文, p.30, 41.

57) Evelyne Renaudat, "Les salariés en congé parental", *Recherches et Prévisions*, No.32, 1993, p.13.

育児休業取得者の40%前後（官公庁45%，公共企業体40%，民間38%）が第3子出生後に取得しており、APEの効果が明かである。また、1991年にパートタイムの育児休業を取得する者が急増したことから、1991年の法律改正の影響による可能性が強い⁵⁸⁾。

他方、家族手当金庫の社会福祉職員による質的な調査の結果によれば、雇用保障と所得減少に関する不安から中級職者や不安定就業者はパートタイム就業を選択できないため、これらの労働条件の改善は必ずしも有配偶女子の労働供給に対して大きな効果をもたない。また、中級職者は再適応を容易にするための職業訓練を得にくくことによる復職への不安から育児休業制度をあまり利用できない⁵⁹⁾。しかし、後者の問題に関しては1991年と1993年の法律改正によりある程度解消されたはずである。従って、育児休業制度は乳幼児をもつ母親の一部の労働供給を減少させていることは確実であろう。また、第3子を生んだ母親についてはAPEの効果と相まって労働供給の減少を促進している度合いがさらに大きいようである。しかし、これらの制度が有配偶女子の労働市場からの完全な撤退を阻止しているとすれば、ライフサイクルを通じての労働供給を増大させている可能性もある。また、育児休業を取得せずに就業を継続する母親が多いことは間接的に保育政策が成功し、労働供給の増大に寄与していることを示す。この点についてはイギリス、旧西ドイツやその他のEC諸国との比較研究でも指摘されている⁶⁰⁾。

5. おわりに

フランスでは出生・家族政策の潜在的効果を上げるために、その改善について様々な提言や勧告が行われている。人口高等委員会は1980年の総括報告書の中で採択した出生促進政策の今後の方向付けとして①出生増加の障害となっている要因全体に影響を与える必要があること、②両親の就業と出産・育児の両立を優遇する必要があること、③三人以上の子供をもつ家族の状況は特別の権利の認知を必要とすること、④家族手当は実際の子供のコストを考慮する必要があること、の四者を挙げている⁶¹⁾。また、その後身の人口家族高等審議会は1992年の報告書での「職業生活と家庭生活の両立の促進」に関する勧告として①労働・雇用条件改善のための政労使による協議、②雇用労働者にとって差別的な選択でないパートタイム労働の整備、③育児休業の有給化、④病児看護休業の一般化、⑤政治的、経済的指導者への情報提供と啓発、⑥地方レベルでの保育サービスの調整機関の設置、⑦企業による保育サービスに対する具体的な貢献の促進、⑧子供の就学時間外の活動のための機関の整備、⑨地方レベルでの保護と相互扶助の促進、⑩子供と家族に関する個人と社会の責任意識の啓発、を挙げている⁶²⁾。

他方、家族政策の今後の方向付けについては、経済社会評議会の1991年報告書の巻頭の意見書部分で①家族扶養負担の補償の増額、②家庭生活と職業生活の両立の促進、③住宅援助の再考、④家族政

58) Renaudat, 前掲(注57)論文, p.9, 13, 16.

59) CNAF, "Conciliation entre vie familiale et vie professionnelle. Regard critique et suggestions d'un groupe de travailleurs sociaux de caisses d'Allocations familiales", Haut Conseil de la Population et de la Famille, *Vie professionnelle, logement et vie familiale*, Paris, La Documentation Française, 1992, pp.64-65.

60) Hantrais, 前掲(注2)論文, pp.1008-1010.

Jeanne Fagnani, "Travail et fécondité en France et en Allemagne de l'Ouest. Les Françaises font-elles des prouesses?", *Revue française des Affaires sociales*, Vol.46, No.2, 1992, pp.142-143.

Heather Joshi and Hugh Davies, "Child Care and Mothers' Lifetime Earnings: Some European Contrasts", *Centre for Economic Policy Research Discussion Paper Series*, No.600, 1992, pp.22-23.

61) Haut Comité de la Population, 前掲(注14)書, p.33.

62) Haut Conseil de la Population et de la Famille, *Vie professionnelle, logement et vie familiale*, Paris, La Documentation Française, 1992, pp.47-54.

策の財政的側面の再検討、の四者が提案されている⁶³⁾。また、CNAF の副総裁の Steck は家族給付制度の今後の問題と方向付けとして①家族部門の財政調達、②家族手当給付額の所得による調整、③乳幼児期と思春期に対する支援、④総合的家族政策、⑤家族社会学的事象に対する中立性、⑥家族給付の単純化、⑦家族給付と子供の権利、⑧EC 統合、を挙げている⁶⁴⁾。

いずれの提案ないし勧告もフランスの家族政策の効果を高める上では重要な指摘であろう。しかし、Bichot が「文化大革命」と呼ぶような家族政策の役割に対する考え方の変革がそれ以上に求められているのかもしれない。すなわち、家族政策は政府から家族への一方的援助ではなく、若年層に対する人的資本投資（社会化された世代間の交換）であるとの認識をもち、それを交換的公正（justice commutative）と選択の自由を尊重するようなものにする必要があるのかもしれない。そうだとすれば、彼の提案のように①年金権の付与を若年層への投資に対応したものに改革すること、②教育、家族給付、若年層の疾病保険に対する拠出を統合すること、③20種類以上ある家族給付を2種類（所得制限の有無による）に統合すること⁶⁵⁾、がより根本的な改善の方向なのかもしれない。また、そのアイデアにつながるような考え方を示した Lemennicier が述べるような家族給付制度の逆効果ないし経済学的諸問題（家族内移転の減少、出生行動の経済的合理性の無視、劣等財としての子供のサービスの無視、合理的期待形成の無視）と改善提案も検討に値する⁶⁶⁾。これらの提案や勧告は、わが国を含めた先進諸国で家族政策を立案・策定する際にも考慮すべき点であろう。

63) Conseil Economique et Social, 前掲（注3）書, pp.11-20.

64) Philippe Steck, *Les prestations familiales*, Paris, PUF, 1993, pp.118-124.

65) Bichot, 前掲（注4）書, pp.173-177.

66) Lemennicier, 前掲（注35）書, pp.181-195. なお、人口学者には周知であるが、Demeny も同様の提案を行ってきてている。例えば、次の文献を参照されたい。

Paul Demeny, "Re-Linking Fertility Behavior and Economic Security in Old Age : A Pronatalist Reform", *Population and Development Review*, Vol.13, No.1, 1987, pp.128-132.